

エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程

一般財団法人 持続性推進機構

平成26年4月9日制定

平成27年7月1日改訂

エコアクション21 認証・登録制度は、広範な事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定した「エコアクション21 ガイドライン 2009年版（改訂版）（以下「ガイドライン」という。）」に基づく、事業者のための認証・登録制度です。

エコアクション21 認証・登録制度（以下「本制度」という。）は、一般財団法人 持続性推進機構（以下「本機構」という。）が実施します。

本規程は、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課が策定した『優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション21 と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」について』（以下「産廃課通知」という。）に基づき、地域等における環境マネジメントシステム認証制度の実施主体及び地域版EMSによる認証を受けている産業廃棄物処理業者との相互認証に関する細則として、エコアクション21 認証・登録制度実施要領5.2の規定により制定したものです。

I はじめに

1. 用語の定義

本規程における用語を以下のように定義する。

- ①優良認定制度：平成22年に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく優良産廃処理業者認定制度
- ②地域版EMS：地域等における環境マネジメントシステムの認証制度
- ③地域版EMS事務局：地域版EMSの実施主体
- ④相互認証基準：産廃課通知に規定された本機構との相互認証において適用される「エコアクション21 と同等とみなされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」
- ⑤申請者：優良認定制度による認定を受けることを目的として地域版EMSの認証制度への申請をする産業廃棄物処理業者、又は地域版EMSの認証を取得し、優良認定制度による認定を受けることを希望する産業廃棄物処理業者
- ⑥制度間確認：地域版EMSの相互認証基準への適合性の確認
- ⑦個別確認：申請者の相互認証基準への適合性の確認
- ⑧相互認証委員会：制度間確認及び個別確認等を、本規程に基づき審議するため本機構に設置する「エコアクション21 産廃処理業者の相互認証審議委員会」

II エコアクション21と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準

1. 地域版EMSの要件

エコアクション21と産業廃棄物処理業者の相互認証を希望する地域版EMSは、以下の要件を満たしていることが必要である。

- ①第三者認証制度であること、地域版EMS事務局及び審査を担当する審査人と、認証を受ける産業廃棄物処理業者の間に利害関係がないことが担保されている制度であること。
- ②産業廃棄物処理業者の認証について、一定の実績及び経験を有していること（原則として10件以上）。
- ③審査人の力量の確保のため、審査人の要件、認定方法等について一般に公表された規程等により定めていること。併せて産業廃棄物処理業者の審査について、本規程IIの第5項に規定する審査人の要件に適合した審査人により行なうことが、公表された規程等により担保されていること。
- ④制度の公明性と妥当性が常に検証され、当該制度が過度に営利を追求すること等により信頼性が損なわれることなく、適切に構築、運用、維持されている制度であること。
- ⑤申請者の認証の一時停止、取り消しに関する規定等があり、それらを含む制度の運営に関する規程等が一般に公表されていること。
- ⑥適正なガイドライン等に基づき、環境への明確な目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営のための制度であること。特に認証の基準となるガイドライン等及びその判断の基準、手続き等に関する規程等が制定され、一般に公表され、透明性が確保されていること。
- ⑦認証した事業者の基本的な情報が一般に公開されていること。

2. 環境マネジメントシステムの要求事項

エコアクション21と産業廃棄物処理業者の相互認証を希望する地域版EMSの認証の基準となる環境マネジメントシステムのガイドライン等は、以下の要求事項を満たしたものであることが必要であり、申請者はこの要求事項に適合した環境マネジメントシステムを構築、運用、維持しなければならない。

①環境方針の策定

代表者(経営者)は、環境経営に関する方針(環境方針)を定め、組織の環境への取組方針を示すこと。

②環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価

対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を把握し、その結果を踏まえ、事業活動の

中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定すること。

環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握すること。

事業活動における環境への取組状況を把握すること。

③環境関連法規等の取りまとめ

事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめること。

環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理すること。

④環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定すること。

環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定すること。

環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定めること。

環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知すること。

⑤実施体制の構築

環境マネジメントシステムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築すること。

実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知すること。

⑥教育訓練の実施

環境マネジメントシステムの取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施すること。

⑦環境コミュニケーション

環境マネジメントシステムに関する組織内外とのコミュニケーションを行うこと。

本規程Ⅱの第3項に規定する記載事項の要件を満たす環境報告書等を定期的に作成・公表すること。

⑧環境方針、目標、計画達成のための取組実施

環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用すること。

⑨環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行するとともに訓練を実施すること。

事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂すること。

⑩取組状況の確認及び問題の是正

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境マネジメントシステムの運用

状況を、定期的に確認及び評価すること。環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価すること。

環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境マネジメントシステムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施すること。

⑪関連文書及び記録の作成整理

環境マネジメントシステムの取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理すること。環境マネジメントシステムで必要な取組の記録を作成し、適切に管理すること。

⑫代表者による全体の評価と見直し

代表者（経営者）は、定期的に環境マネジメントシステム全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行うこと。

3. 環境報告書等の記載事項に関する要件

申請者は、以下の要件に適合した環境報告書等を定期的に作成・公表しなければならない。

- ①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ②対象範囲（認証・登録範囲）、環境報告書等の対象期間及び発行日
- ③環境方針
- ④環境目標
- ⑤環境活動計画
- ⑥環境目標の実績
- ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
- ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
- ⑨代表者による全体評価と見直しの結果

なお、「①組織の概要」には、以下の項目を記載することとする。

○法人設立年月日、資本金、売上高、組織図

○産業廃棄物処理業に関する以下の項目

ア．許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類）

イ．施設等の状況

・収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量

・処分業者：処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（規模）、処理方法、処理工程図

ウ．処理実績（環境への負荷の自己チェック、受託した産業廃棄物の処理量）

4. 地域版EMS事務局に関する要件

エコアクション21と産業廃棄物処理業者の相互認証を希望する地域版EMS事務局は、以下の要件を満たしていることが必要である。

- ①外部有識者の参画した委員会等を設置するなどして、公正な制度運営を行っていること。
- ②産業廃棄物処理業の審査を担当する審査人に求められる力量や公平性などの要件を明確にし、必要な教育を定期的に行っていること、及び審査人の倫理等に関する規程等があること。
- ③事業者の認証の判定に関する第三者による委員会が設置・運営されていること。
- ④事務局の業務及び財務等に関する資料を一般に公表するなど情報公開を適切に行い、透明な制度運営を行っていること。
- ⑤その他、機密保持や苦情等への対応を考慮しており、このことが一般に公表された規程等により担保されていること。

5. 申請者の審査を行う審査人に関する要件

エコアクション21と産業廃棄物処理業者の相互認証を希望する地域版EMSの審査人のうち、申請者の審査を行う者は、以下の要件を満たしていることが必要である。

- ①常に公平かつ中立的立場により審査を実施することができること。
- ②申請者以外に複数の産業廃棄物処理業者に対する審査経験を有すること（原則として5件以上）。
- ③産業廃棄物処理業者の許可申請に関する講習会（収集運搬課程及び処分課程）もしくは同等の講習会の受講を修了していること。なお、同等の講習会の内容としては、最低限以下の項目が網羅されており、時間数は30時間程度以上であること。
 - ・廃棄物処理法の概要
 - ・産業廃棄物の委託処理と委託契約
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

Ⅲ 相互認証に関する手続き等

1. エコアクション21産廃処理業者の相互認証審議委員会の設置及び役割

本機構は、制度間確認等を、本規程に基づき審議するため、環境保全関係団体及び環境保全に関する学識者等によって構成する「エコアクション21産廃処理業者の相互認証審議委員会（以下「相互認証委員会」という。）」を設置する。

相互認証委員会は、地域版EMS事務局から提出された書類及び地域版EMS事務局へのヒアリング等により、本規程Ⅱの第1項から第5項に定める要件への適合性を確認するとともに、相互認証に係る重要事項を審議する。

2. 制度間確認の手続き

エコアクション21と、産業廃棄物処理業者の相互認証を希望する地域版EMSとの制度間確認は、以下の手続きによりこれを行う。

- ①本機構は、環境省が策定した相互認証基準及び本規程を、本機構のホームページにおいて公表するとともに、産業廃棄物処理業者の相互認証を希望する地域版EMS事務局からの申請を受け付ける旨を公告する。
- ②産業廃棄物処理業者の相互認証を希望する地域版EMS事務局は、「様式1 エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証申請書」1部に、本規程のⅡの第1項から第5項の要件等への適合性を証明する書類一式「様式2 一般財団法人持続性推進機構制定「産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について」7部を添えて、本機構に申請する。
- ③地域版EMS事務局は、制度に関する規程等及び産業廃棄物処理業者の審査・判定・認証にあたり適用する環境マネジメントシステムの要求事項等について、本規程Ⅱの第1項から第5項の要件とに差異がある場合は、前②の書類に追加して、差異事項に適合するために地域版EMS事務局及び事業者が追加的に作成、提出すべき書類の様式、及び地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法等を示す「様式3 産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について」7部を、本機構に提出する。
- ④本機構は、相互認証委員会を開催し、地域版EMS事務局から提出された書類及び地域版EMS事務局へのヒアリング等により、本規程Ⅱの第1項から第5項の要件等への適合性を確認する。
- ⑤本機構は、相互認証を申請した地域版EMS事務局に、相互認証委員会の確認結果を「様式4 産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について」により通知するとともに、環境省に「様式5 産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について」により報告する。
- ⑥本機構理事長は、エコアクション21中央事務局長の報告に基づき、相互認証委員会

において本規程Ⅱの第1項から第5項の要件等への適合性を確認した地域版EMS事務局との間で「様式6 エコアクション2.1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する契約書」を締結する。(以下「相互認証契約」という。)

- ⑦相互認証契約の期間は、契約締結の日から2年間とし、地域版EMS事務局から申請があった場合は、相互認証委員会での審議の上、契約を更新する。

3. 個別確認の手続き

申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項の要件等への適合性の確認は、以下の手続きによりこれを行う。

- ①地域版EMS事務局は、申請者の環境マネジメントシステムの構築、運用、維持について、本規程Ⅱの第2項及び第3項に規定する要件等への適合について、本規程Ⅱの第5項の要件を満たした審査人による審査を実施し、その結果を第三者による委員会等で判定し、確認する。
- ②申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項の要件等への適合を確認した地域版EMS事務局は、その結果を「様式7 産業廃棄物処理業者の一般財団法人持続性推進機構制定「産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第2項及び第3項の要件等への適合状況について」に取りまとめ、本機構に提出する。
- ③本機構は、地域版EMS事務局から提出された書類(様式7)により、申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項に規定する要件等への適合及び本規程Ⅱの第5項の要件を満たした審査人による審査が実施されたことについて、エコアクション2.1判定委員会(以下「判定委員会」という。)を開催し、確認する。
- ④本機構は、判定委員会の確認結果について、地域版EMS事務局に対して「様式8 産業廃棄物処理業者の一般財団法人持続性推進機構制定「産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第2項及び第3項の要件等への適合状況の確認について」により通知するとともに、本規程Ⅲの第5項に規定する個別確認の費用を納付した申請者に対して「様式9 産業廃棄物処理業に係るエコアクション2.1との相互認証確認書(以下「相互認証確認書」という。)」を発行する。
- ⑤地域版EMS事務局は、申請者に確認結果を通知する。
- ⑥申請者に対して発行する相互認証確認書の有効期間は、地域版EMSの認証期間あるいは相互認証確認書発行日から2年間の、いずれかの短い方とする。
- ⑦本機構は、個別確認の状況について、年1回、相互認証委員会及び環境省に報告する。

4. 相互認証契約に当たっての遵守事項等

本機構と地域版EMS事務局は、相互認証契約の締結にあたり、以下の事項に合意するとともに、これらを遵守する。

- ①本機構及び地域版EMS事務局は、それぞれ契約の相手方の実施主体名、制度等の名称、連絡先、地域版EMS事務局が制度の運営にあたり用いている規程等及び産業廃棄物処理業者の審査・判定・認証にあたり適用する環境マネジメントシステムの要求事項を、ホームページの専用ページにおいてこれを公表する。また本規程Ⅱの第1項から第5項の要件とに差異がある場合は、その差異の内容、差異事項に適合するために地域版EMS事務局及び申請者が追加的に作成、提出すべき書類の様式、及び地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法を、同様にホームページの専用ページにおいてこれを公表する。
- ②地域版EMS事務局は、個別確認によって申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項に規定する要件等への適合が確認され、「相互認証確認書」が発行されたことが、エコアクション21の認証の取得ではないこと、エコアクション21のロゴマークを使用することができないことを、申請者に誤解のないよう説明しなければならない。
- ③申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項の要件等への適合状況、並びに環境マネジメントシステムの認証・登録に関すること、または申請者が産業廃棄物処理において問題を発生させた場合及び法令違反をした場合、あるいは第三者に対して損害を与えた場合、もしくは第三者から損害賠償等を請求された場合等について、本機構は一切その責任を負わないこととし、地域版EMS事務局は、これを了承する。
- ④本機構は、環境省が策定した産廃課通知が改訂された場合は、これに準じて必要に応じて本規程を改訂する。本規程を改訂した場合は、相互認証契約を締結した地域版EMS事務局にこれを遅滞なく連絡する。改訂した規程は、更新する契約から適用する。
- ⑤相互認証契約を締結した地域版EMS事務局は、相互認証の申請に当たって提出した書類に記載した内容等に変更があった場合は、これを遅滞なく本機構に通知しなければならない。本機構は、変更があった事項に係る制度間確認について、必要に応じて相互認証委員会を開催し、審議する。変更により、本規程Ⅱの第1項から第5項に定める要件等を満たさなくなった場合、本機構は相互認証契約を解除することができる。相互認証契約が解除された場合であっても、申請者に対して発行した相互認証確認書は、その有効期間の間は有効とする。
- ⑥申請者が、地域版EMSの認証を取り消され、もしくは取り下げた場合、または廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に違反し処分を受けた場合には、地域版EMS事務局は、遅滞なくその旨を本機構に報告しなければならない。この場合において、本機構は、相互認証確認を取り消すことができる。
- ⑦本機構は、地域版EMS事務局が相互認証契約に違反した場合、申請書及び提出された書類に虚偽があった場合、申請した書類に記載した内容等の変更が遅滞なく通知されなかった場合等、必要な場合は相互認証委員会の審議に基づき、相互認証契約を破棄することができる。相互認証契約を破棄した場合であっても、申請者に対して発行した相互認証確認書は、その有効期間の間は有効とする。
- ⑧本機構は、地域版EMS事務局の、本規程Ⅱの第1項から第5項に定める要件等の運営状況について、必要な場合は調査を実施し、あるいは書面による報告等を求めることができる。地域版EMS事務局はこの調査等に誠実に協力しなければならない。

5. 制度間確認及び個別確認の費用

本機構が実施する制度間確認及び個別確認（相互認証確認書の発行を含む）の費用は以下の通りとする。

確認の種類	費用	備考
制度間確認（初回申請時）	10万円＋消費税	実施主体（地域版EMS事務局）毎
制度間確認（更新時等）	5万円＋消費税	実施主体（地域版EMS事務局）毎
制度間確認（申請内容の変更時）	5万円＋消費税	実施主体（地域版EMS事務局）毎
個別確認	1万円＋消費税	申請者の申請毎

6. 経過措置

- ①本規程による制度間確認を受けた地域版EMS事務局の中で、財団法人地球環境戦略機関と「産業廃棄物処理業者の相互認証に関する契約」（以下「旧契約」という。）を締結していた事務局は、本機構と相互認証契約締結後、平成27年3月31日までの間は、申請者の取組が本規程Ⅱの第2項及び第3項の要件に差異があり、その差異事項を満たしていない場合であっても、旧契約に基づいて相互認証し、個別確認を申請することができることとする。
- ②この場合、地域版EMS事務局は、平成27年4月1日以降、申請者の取組が差異事項を満たすよう適切に指導し、これを申請者に遵守させる旨の文書を本機構に提出するものとする。
- ③地域版EMS事務局が旧契約に基づいて相互認証し、個別確認をした申請者の取組が、平成27年4月1日以降に実施する審査及び判定において差異事項を満たしていないことが確認された場合、地域版EMS事務局は、再度期限を設定して差異事項を満たすよう指導し、それでもなお改善されない場合には、このことを本機構に速やかに通知するものとし、本機構は申請者の相互認証確認の取り消しを行う。

7. 個別確認手続きの簡素化

- ①地域版EMS事務局が、申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項の要件等への適合を確認した内容について、本機構の判定委員会が、10件程度（Ⅲの第6項の経過措置の申請者を除く）を確認して適正であった場合は、本機構はその旨を相互認証委員会に報告し、相互認証委員会の審議に基づき、その後の個別確認において本機構の判定委員会による確認を省略（以下「個別確認手続きの簡素化」という。）し、相互認証確認書を発行するものとする。
- ②本機構は個別確認手続きの簡素化について、地域版EMS事務局に通知するとともに、

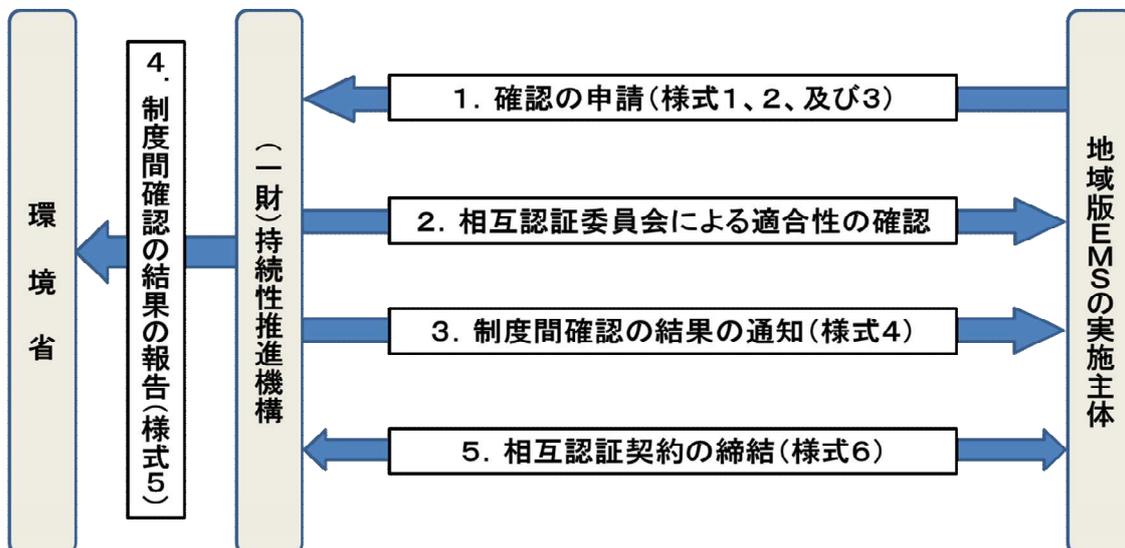
環境省に報告する。

- ③個別確認手続きを簡素化した場合であっても、本機構は当該地域版EMS事務局の個別確認について、必要に応じてサンプリングし、本機構の判定委員会の審議によりその適合性を確認することができるものとする。
- ④前項の規定により個別確認の適合性に問題があると判定した場合は、本機構はこのことを相互認証委員会に報告し、相互認証委員会は、当該地域版EMS事務局の個別確認手続きの簡素化についてその可否を改めて審議する。審議の結果、個別確認手続きの簡素化を取り消した場合は、本機構は地域版EMS事務局に通知するとともに、環境省に報告する。

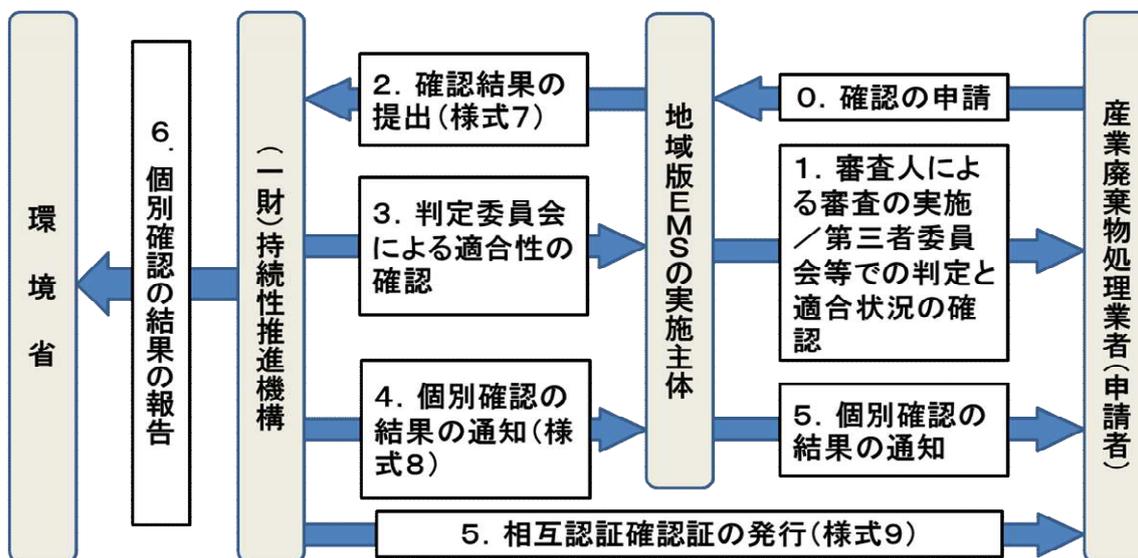
8. 紛争について

本規程に係わる事項に関し、当事者間にて紛争が発生した場合は、双方で十分協議の上、その解決に努力することとする。ただし、その結果なお解決に至らない場合には訴訟を起すことができ、この場合、法廷は東京地方裁判所とし、準拠法は日本法とする。

地域版EMSの相互認証基準への適合性の確認(制度間確認)手続き等



産業廃棄物処理業者の相互認証基準への適合性の確認(個別確認)手続き等



エコアクション 2.1 産業廃棄物処理業者の相互認証申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至 殿

実施主体名 _____
代表者名 _____ 印

一般財団法人持続性推進機構が策定した「エコアクション 2.1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」を承諾し、下記の通り、エコアクション 2.1 認証・登録制度との、産業廃棄物処理業者の相互認証（制度間確認）を申請します。

実施主体名（法人名称）	
代表者の役職及び氏名	
法人所在地（登記上）	〒 住所：
本部所在地（連絡先住所）	〒 住所： TEL：
制度の名称	
ガイドライン等の名称	
制度の責任者の役職及び氏名	所属： 役職： 氏名： E-mail：
連絡担当者の所属、役職及び氏名	所属： 役職： 氏名： E-mail：
制度のURL	
環境マネジメントシステムの認証数	件（平成 年 月 日現在）
内、産業廃棄物処理業者の認証数	件（平成 年 月 日現在）

一般財団法人持続性推進機構制定「エコアクション2.1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について

実施主体名

Ⅱ 第1項 地域版EMSの要件への適合

要 件	要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載）
①第三者認証制度であること、地域版EMS事務局及び審査を担当する審査人と、認証を受ける産業廃棄物処理業者の間に利害関係がないことが担保されている制度であること。	
②産業廃棄物処理業者の認証について、一定の実績及び経験を有していること（原則として10件以上）。	
③審査人の力量の確保のため、審査人の要件、認定方法等について一般に公表された規程等により定めていること。併せて産業廃棄物処理業者の審査について、本規程Ⅱの第5項に規定する審査人の要件に適合した審査人により行なうことが、公表された規程等により担保されていること。	
④制度の公明性と妥当性が常に検証され、当該制度が過度に営利を追求すること等により信頼性が損なわれることなく、適切に構築、運用、維持されている制度であること。	
⑤申請者の認証の一時停止、取り消しに関する規定等があり、それらを含む制度の運営に関する規程等が一般に公表されていること。	
⑥適正なガイドライン等に基づき、環境への明確な目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営のための制度であること。特に認証の基準となるガイドライン等及びその判断の基準、手続き等に関する規程等が制定され、一般に公表され、	

透明性が確保されていること。	
⑦認証した事業者の基本的な情報が一般に公開されていること。	

II 第2項 環境マネジメントシステムの要求事項への適合

要件	要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載）
①環境方針の策定 代表者（経営者）は、環境経営に関する方針（環境方針）を定め、組織の環境への取組方針を示すこと。	
②環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとなる活動を特定すること。 環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握すること。 事業活動における環境への取組状況を把握すること。	
③環境関連法規等の取りまとめ 事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめること。 環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理すること。	
④環境目標及び環境活動計画の策定 環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定すること。 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排	

<p>水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定すること。</p> <p>環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定めること。</p> <p>環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知すること。</p>	
<p>⑤実施体制の構築</p> <p>環境マネジメントシステムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築すること。</p> <p>実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知すること。</p>	
<p>⑥教育訓練の実施</p> <p>環境マネジメントシステムの取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施すること。</p>	
<p>⑦環境コミュニケーション</p> <p>環境マネジメントシステムに関する組織内外とのコミュニケーションを行うこと。</p> <p>本規程Ⅱの第3項に規定する記載事項の要件を満たす環境報告書等を定期的に作成・公表すること。</p>	
<p>⑧環境方針、目標、計画達成のための取組実施</p> <p>環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用すること。</p>	
<p>⑨環境上の緊急事態への準備及び対応</p> <p>環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行するとともに訓練を実施すること。</p> <p>事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂すること。</p>	
<p>⑩取組状況の確認及び問題の是正</p>	

<p>環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境マネジメントシステムの運用状況を、定期的に確認及び評価すること。環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価すること。</p> <p>環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境マネジメントシステムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施すること。</p>	
<p>⑪関連文書及び記録の作成整理</p> <p>環境マネジメントシステムの取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理すること。環境マネジメントシステムで必要な取組の記録を作成し、適切に管理すること。</p>	
<p>⑫代表者による全体の評価と見直し</p> <p>代表者（経営者）は、定期的に環境マネジメントシステム全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行うこと。</p>	

II 第3項 環境報告書等の記載事項に関する要件

要件	要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載）
環境報告書等の定期的な作成・公表の要求	
環境報告書等の記載項目①～⑨	
環境報告書等の記載項目①の必要項目	

II 第4項 地域版EMS事務局に関する要件

要件	要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載）
①外部有識者の参画した委員会等を設置するなどして、公正な制度運営を行っていること。	
②産業廃棄物処理業の審査を担当する審査人に求められる力量や公平性などの要件を	

明確にし、必要な教育を定期的に行っていること、及び審査人の倫理等に関する規程等があること。	
③事業者の認証の判定に関する第三者による委員会が設置・運営されていること。	
④事務局の業務及び財務等に関する資料を一般に公表するなど情報公開を適切に行い、透明な制度運営を行っていること。	
⑤その他、機密保持や苦情等への対応を考慮しており、このことが一般に公表された規程等により担保されていること。	

II 第5項 申請者の審査を行う審査人に関する要件

要 件	要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載）
①常に公平かつ中立的立場により審査を実施することができること。	
②申請者以外に複数の産業廃棄物処理業者に対する審査経験を有すること（原則として5件以上）。	
産業廃棄物処理業者の許可申請に関する講習会（収集運搬課程及び処分課程）もしくは同等の講習会の受講を修了していること。なお、同等の講習会の内容としては、最低限以下の項目が網羅されており、時間数は30時間程度以上であること。	

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について

実施主体名

差異事項の具体的な内容	差異事項に適合するために 地域版EMS事務局及び事 業者が追加的に作成、提出す べき書類の様式	地域版EMSの審査人と事務 局がこれを確認するための方 法等

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について
 (全ての要件に対して全く差異がない場合)

平成 年 月 日

実施主体名 _____

代表者名 _____ 殿

一般財団法人 持続性推進機構
 理事長 安井 至

貴団体より平成 年 月 日付けで申請がありました、本機構が制定した「エコアクション 2.1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」(以下「規程」という。)に基づく、制度間確認につきまして、「エコアクション 2.1 産廃処理業者の相互認証審議委員会」の審議結果を以下の通りご連絡します。

記

規程Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について、下記の制度について確認いたしました。

実施主体名 (法人名称)	
代表者の役職及び氏名	
法人所在地 (登記上)	〒 住所:
制度の名称	
ガイドライン等の名称	

以上

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について
(差異があった場合)

平成 年 月 日

実施主体名 _____

代表者名 _____ 殿

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至

貴団体より平成 年 月 日付けで申請がありました、本機構が制定した「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」(以下「規程」という。)に基づく、制度間確認につきまして、「エコアクション21 産廃処理業者の相互認証審議委員会」の審議結果を以下の通りご連絡します。

記

規程Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について、下記の制度について確認いたしました。

但し、貴団体が認証の基準とするガイドライン「〇〇」と規程Ⅱ 第〇項に定める要件等については、差異がありましたので、別添「産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について」に基づくことを、「産廃処理業者の相互認証に関する契約」を締結する際の条件とします。

実施主体名 (法人名称)	
代表者の役職及び氏名	
法人所在地 (登記上)	〒 住所:
制度の名称	
ガイドライン等の名称	

以上

別添「産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について」

一般財団法人 持続性推進機構

差異事項の具体的な内容	差異事項に適合するために地域版EMS事務局及び事業者が追加的に作成、提出すべき書類の様式	地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法等

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について
(要件への適合が確認できなかった場合)

平成 年 月 日

実施主体名 _____

代表者名 _____ 殿

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至

貴団体より平成 年 月 日付けで申請がありました、本機構が制定した「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」(以下「規程」という。)に基づく、制度間確認につきまして、「エコアクション21 産廃処理業者の相互認証審議委員会」の審議結果を以下の通りご連絡します。

記

規程Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について、下記の貴制度においては、別添に示す要件について、適合を確認することができませんでした。

実施主体名 (法人名称)	
代表者の役職及び氏名	
法人所在地 (登記上)	〒 住所:
制度の名称	
ガイドライン等の名称	

以上

別添「産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」への適合を
確認できなかった事項について

一般財団法人 持続性推進機構

--

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について（報告）

平成 年 月 日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長 殿

一般財団法人 持続性推進機構

理事長 安井 至

本機構が制定した「エコアクション2.1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」（以下「規程」という。）に基づく、制度間確認につきまして、「エコアクション2.1 産廃処理業者の相互認証審議委員会」の審議結果を以下の通りご報告します。

記

規程Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について、下記の制度について確認いたしました。

実施主体名（法人名称）	
代表者の役職及び氏名	
法人所在地（登記上）	〒 住所：
制度の名称	
ガイドライン等の名称	
相互認証委員会審議日	平成 年 月 日

以上

エコアクション 2 1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する契約書

一般財団法人持続性推進機構（以下「甲」という。）と〇〇法人（以下「乙」という。）とは、甲が運営するエコアクション 2 1 認証・登録制度（以下「EA 2 1」という。）と乙が運営する〇〇制度について、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課が策定した『優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション 2 1 と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」について』（以下「産廃課通知」という。）に基づき、甲が制定した『エコアクション 2 1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程』（以下「産廃相互認証規程」という。）により、乙が認証・登録した産業廃棄物処理業者の相互認証の確認を実施するため、次のとおり『エコアクション 2 1 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する契約』（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本契約は甲と乙とが協調・連携することにより、持続可能な社会経済の実現及び産業廃棄物処理の適正化の推進に貢献するための環境マネジメントシステム制度の普及促進を図り、もって相互の発展と社会的信頼性の向上に寄与することを目的とする。

（対象）

第 2 条 本契約は、乙が平成〇年〇月〇日に「エコアクション 2 1 産業廃棄物処理業者の相互認証申請書」により甲に申請した、乙が実施する次に掲げる制度により認証・登録された産業廃棄物処理業者（以下「申請者」という。）を対象として行うものとする。

- （1）制度の名称
- （2）ガイドライン等の名称

（契約にあたっての規程）

第 3 条 甲及び乙は、本契約を、甲が制定した産廃相互認証規程に基づき締結することを合意する。

（制度間確認）

第 4 条 甲及び乙は、乙の第 2 条に掲げる制度の、産廃課通知及び産廃相互認証規程への適合の確認（以下「制度間確認」という。）について、甲の平成〇年〇月〇日付け通知「産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について」により行うことを合意する。

- （2）制度間確認に係る本契約の期間は、契約締結の日から 2 年間とし、乙からの申請に基づき、甲の「エコアクション 2 1 産廃処理業者の相互認証審議委員会」（以下「相互認証委員会」という。）での審議の上、契約を 2 年間延長し、更新する。

- (3) 乙は、本契約の更新及び申請内容の変更を申請するにあたって、第7条に定める費用を甲に支払うものとする。

(個別確認)

第5条 甲及び乙は、乙が認証・登録した産業廃棄物処理業者の産廃相互認証規程への適合の確認（以下「個別確認」という。）について、甲の平成〇年〇月〇日付け通知「産業廃棄物処理業者の一般財団法人持続性推進機構制定「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第2項及び第3項の要件等への適合状況の確認について」により行うことを合意する。

(個別確認の手続き)

第6条 申請者の個別確認の手続き等は、産廃相互認証規程のⅢ 第3項に定める手続きによりこれを行う。

- (2) 甲は、申請者に対して「産業廃棄物処理業に係るエコアクション21との相互認証確認書（以下「相互認証確認書」という）」の発行を行うにあたっては、申請者より第7条に定める費用の振り込みを確認した後、これを行う。

- (3) 申請者に対して甲が発行する相互認証確認書の有効期間は、乙の認証期間あるいは相互認証確認書発行日から2年間の、いずれかの短い方とする。

(制度間確認の更新等及び個別確認の費用)

第7条 乙が甲に支払う制度間確認の更新の費用、申請内容の変更の費用及び申請者が甲に支払う個別確認の費用は以下の通りとする。

- (1) 制度間確認の更新の費用：5万円＋消費税
- (2) 制度間確認の申請内容の変更の費用：5万円＋消費税
- (3) 申請者が甲に支払う個別確認の費用（申請者の申請毎）：1万円＋消費税

(遵守事項)

第8条 甲及び乙は、互いに以下の事項を遵守するとともに、これらの事項について合意する。

- (1) 乙が、産廃相互認証規程に基づき申請する環境マネジメントシステムのガイドライン等は、乙が産業廃棄物処理業者の審査・判定・認証等に当たり甲への制度間確認の申請時に適用していたガイドライン等とする。
- (2) 乙が、産廃相互認証規程に基づき申請する環境マネジメントシステムに係る制度の規程等の、本規程Ⅱ第1項、第4項及び第5項の要件への適合は、乙が、制度の運営に当たり甲への制度間確認の申請時に用いていた規程等とする。
- (3) 甲及び乙は、それぞれ契約の相手方の実施主体名、制度等の名称、連絡先、地域版EMS事務局が制度の運営にあたり用いている規程等及び産業廃棄物処理業者の審査・判定・認証にあたり適用する環境マネジメントシステムの要求事項を、ホームページの専用ページにおいてこれを公表する。また本規程Ⅱの第1項から第5項の要件

とに差異がある場合は、その差異の内容、差異事項に適合するために地域版EMS事務局及び申請者が追加的に作成、提出すべき書類の様式、及び地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法等を、同様にホームページの専用ページにおいてこれを公表する。

- (4) 乙は、個別確認によって申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項に規定する要件等への適合が確認され、「相互認証確認書」が発行されたことが、エコアクション21の認証の取得ではないこと、エコアクション21のロゴマークを使用することができないことを、申請者に誤解のないよう説明しなければならない。
- (5) 申請者の本規程Ⅱの第2項及び第3項の要件等への適合状況、並びに環境マネジメントシステムの認証・登録に関すること、または申請者が産業廃棄物処理において問題を発生させた場合及び法令違反をした場合、あるいは第三者に対して損害を与えた場合、もしくは第三者から損害賠償等を請求された場合等について、甲は一切その責任を負わないこととし、乙はこれを了承する。
- (6) 甲は、環境省が策定した産廃課通知が改訂された場合は、これに準じて必要に応じて産廃相互認証規程を改訂する。甲は、産廃相互認証規程を改訂した場合は、乙にこれを遅滞なく連絡する。改訂した規程は、更新する契約から適用する。
- (7) 乙は、相互認証の申請に当たって提出した書類に記載した内容等に変更があった場合は、これを遅滞なく甲に通知しなければならない。甲は、変更があった事項に係る制度間確認について、必要に応じて相互認証委員会を開催し、審議する。変更により、本規程Ⅱの第1項から第5項に定める要件等を満たさなくなった場合、甲は相互認証契約を解除することができる。相互認証契約が解除された場合であっても、申請者に対して発行した相互認証確認書は、その有効期間の間は有効とする。
- (8) 申請者が、乙の認証を取り消され、もしくは取り下げた場合、または廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に違反し処分を受けた場合には、乙は、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、相互認証確認を取り消すことができる。
- (9) 甲は、乙が本契約に違反した場合、申請書及び提出された書類に虚偽があった場合、申請した書類に記載した内容等の変更が遅滞なく通知されなかった場合等、必要な場合は相互認証委員会の審議に基づき、本契約を破棄することができる。本契約を破棄した場合であっても、申請者に対して発行した相互認証確認書は、その有効期間の間は有効とする。
- (10) 甲は、乙の、本規程Ⅱの第1項から第5項に定める要件等の運営状況について、必要な場合は調査を実施し、あるいは書面による報告等を求めることができる。乙はこの調査等に誠実に協力しなければならない。

(疑義等)

第9条 この契約に定めのない事項又は契約の実施について疑義を生じたときは、双方で十分協議の上、その解決に努力することとする。ただし、その結果なお解決に至らない場合には訴訟を起こすことができ、この場合、法廷は東京地方裁判所とし、準

拋法は日本法とする。

(契約の保管)

第10条 この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都渋谷区渋谷2丁目14番18号
あいおいニッセイ同和損保渋谷ビル4階
一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至 (印)

乙

産業廃棄物処理業者の一般財団法人持続性推進機構制定「エコアクション21
産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第2項及び第3項の要件等へ
の適合状況について

平成 年 月 日

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至 殿

実施主体名 _____
代表者名 _____ 印

以下の産業廃棄物処理業者（申請者）について、一般財団法人持続性推進機構制定「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第2項及び第3項等の要件への適合状況等を審査・判定しましたので、必要書類を添えて個別確認を申請します。

申請者の事業者名	
住所	
電話番号、URL 等	
産業廃棄物処理業の許可状況	
認証・登録範囲	
判定委員会等の開催日	
認証・登録番号	
認証・登録期間	
備考	

Ⅱ 第2項 相互認証する環境マネジメントシステムの要求事項への適合

要 求 事 項	要求事項への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及びその適合している内容を具体的に記載）
①環境方針の策定	
②環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価	
③環境関連法規等の取りまとめ	
④環境目標及び環境活動計画の策定	
⑤実施体制の構築	
⑥教育訓練の実施	
⑦環境コミュニケーション	
⑧環境方針、目標、計画達成のための取組実施	

⑨環境上の緊急事態への準備及び対応	
⑩取組状況の確認及び問題の是正	
⑪関連文書及び記録の作成整理	
⑫代表者による全体の評価と見直し	

II 第3項 環境報告書等の記載事項に関する要件

要 求 事 項	要求事項への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及びその適合している内容を具体的に記載）
環境報告書等の記載項目①～⑨	
環境報告書等の記載項目①の必要項目	

審査を担当した審査人について

審査人氏名及び番号	
II第5項の審査人に関する要件への適合状況	
備考	

II第1項及び第4に関する特記事項（制度間確認において、II第1項及び第4項において差異等があった場合）

--

連絡事項等

--

産業廃棄物処理業者の一般財団法人持続性推進機構制定「エコアクション21
産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第2項及び第3項の要件等へ
の適合状況の確認について

平成 年 月 日

実施主体名 _____
代表者名 _____ 殿

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至

貴団体より平成 年 月 日付けで申請がありました、以下の産業廃棄物処理業者（申請者）について、本機構が制定した「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱ第2項及び第3項等の要件への適合状況等について、確認しましたのでご連絡します。

地域版EMS認証・登録番号	
申請者の事業者名	
住所	
電話番号、URL等	
相互認証の範囲	対象事業所
	事業活動
エコアクション21 判定委員会等の開催日	
相互認証期間	
備考	

産業廃棄物処理業に係るエコアクション 21 との相互認証確認書

平成 年 月 日

地域版 EMS 認証・登録番号事業者名代表者名 殿

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至

本機構が制定した「エコアクション 21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」
II 第 2 項及び第 3 項等の要件へ適合していることを確認しました。

住所		
電話番号、URL 等		
相互認証の範囲	対象事業所	
	事業活動	
エコアクション 21 判定委員会等の開催日		
相互認証期間		
備考		

なお、<地域版 EMS の実施主体名>による環境マネジメントシステムの認証・登録が取り消し、失効等となった場合、本件確認も取り消しとなります。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に違反し、処分を受けた場合には、本件確認が取り消しになることがあります。

なお、この「相互認証確認書」が発行されたことによって、エコアクション 21 の認証を取得したことにはなりません。従ってエコアクション 21 という名称やエコアクション 21 のロゴマークを使用することはできません。